

備えるオフィスの安心パック

はじめに

「備えるオフィスの安心パック（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただく会員は、本規約に同意したものとし、本規約に従って本サービスをご利用いただくものとします。

第1条（規約）

1. この規約は、株式会社ネオグリフ（以下「当社」といいます。）が提供する本サービスを、第2条所定の会員が利用するにあたって適用されます。
2. 当社は、運営上必要と判断した場合、事前に通知または開示することにより、この規約を変更することがあります。この場合には、会員の個別の了承を得ることなく、当該通知又は開示に定めた期日から本サービスの利用条件は、変更後の規約が適用されます。
3. 当社は本サービスの運営上、個別のサービス毎にその利用規約や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」という）を設けることがあります。それらの諸規定は会員規約の一部を構成するものとします。

第2条（定義）

1. 「会員」とは、この会員規約に同意のうえ当社所定のコンテンツ「備えるオフィスの安心パック」入会申込手続（会費の支払いを含みます。）を行い、当社がこれを承諾した者をいいます。

第3条（本規約の承諾及び会員契約の締結）

1. 本サービスは、当社が会員に対して、オンライン上で当社指定業者（廃棄物処理業者または古物商許可業者）を仲介するサービスになります。

利用希望者は、本サービスに申込みことにより、

「家電・住宅設備・什器備品修理費用保険特典」と以下の当社が提供する「什器回収サービス」を、利用することができるものとします。

① 家電・住宅設備・什器備品修理費用保険特典

- (1) 対象端末故障時等の修理費を保証するサービス。概要は別紙1に定めるとおりとします。

② 什器回収サービス

- (1) 当社が会員に対して、オンライン上で当社指定業者（廃棄物処理業者または古物商許可業者）を仲介するサービスになります。

第4条（商品の取扱いおよび対象製品について）

1. 引き取り対象となる製品は以下の通りになります。

対象機器の種別	
パソコン	エアコン
複合機	椅子
コピー機	デスク
プリンター	シュレッダー
サーバー	空気清浄機

2. 会員は、対象製品の回収を希望する場合、会員が以下の2つの方法のうち1つを選んで当社に対して申し込みください。

①会員の登録住所での引き取り

②当社指定場所への郵送

3. 会員が前項第1号の方法を選択する場合、コンテンツ「備えるオフィスの安心パック」からお申し込みください。当社指定業者から会員に対して会員の登録住所への訪問日時、対象製品等について連絡したうえで回収に伺います。

4. 会員が本条第2項第2号の方法を選択した場合、以下の専用窓口に対象製品等にご連絡いただいたうえで、送付先住所宛にご送付をお願いいたします。なお、送付に関しては会員の責任において実施してください。また送料は当社負担（着払い）にてご送付ください

専用窓口 Tel：03-6912-9522

送付先住所：〒171-0014

東京都豊島区池袋2-16-2 魚又ビル1階

家電無料引き取りセンター宛

第5条（データの取扱いについて）

1. 対象製品にデータ等が記録されている場合、前条第2項の申込までに、会員の責任においてデータ消去していただきますようお願いいたします。

2. 回収した対象製品は、当社指定業者（廃棄物処理業者または古物商許可業者）が直接回収・引取りのうえ処分いたします。したがって、回収した対象製品について、当社には回収・処分の権限はなく、また当社指定業者に対してもご返却請求できませんので、あらかじめご了承ください。また、万一、残存データ等の消去もしくは流出または物理的な破壊により会員に損害が生じた場合でも、当社及び当社指定業者（廃棄物処理業者または古物商許可業者）は一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

第6条（個人情報）

1. 当社及び当社指定業者（廃棄物処理業者または古物商許可業者）は本サービスの運営を通じて知り得た会員の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。

2. 会員は当社が次の場合において個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。

（1）本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、若しくは改善等に役立てるための各種アンケートの実施する場合

（2）当社が当社指定業者（廃棄物処理業者または古物商許可業者）に対して会員の個人情報を提供することにより本サービスを提供する場合

（3）個人または公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断した場合

（4）本サービスの運営維持のため、もしくは当社の権利または財産保護等に必要不可欠と判断した場合

（5）申込承認作業及び本サービスの提供ならびに問合せ対応する場合

（6）本サービスに関する情報を通知する場合

（7）当社及び当社指定業者（廃棄物処理業者または古物商許可業者）が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業活動する場合

（8）本サービスの本来的・付随的な機能・サービス等の提供または会員の依頼に基づくサービス提供のため、提携会社との間で取次ぎをする場合、または共同利用する場合

（9）その他、当社が会員の為に必要と適正理由によって判断した場合

3. 会員は、当社及び当社指定業者（廃棄物処理業者または古物商許可業者）が会員の以下の個人情報を所定の方法で取得し、これを本サービスのために利用することに同意します。

（1）会員ID、パスワード

（2）姓名、性別、生年月日

（3）電話番号、郵便番号及び住所、メールアドレスなどの連絡先

（4）その他当社が必要と判断した事項等

第7条（免責）

1. 当社及び当社指定業者（廃棄物処理業者または古物商許可業者）は、本サービスの利用により会員に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及び本サービスを利用できなかったことにより会員に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

2. 当社または当社指定業者（廃棄物処理業者または古物商許可業者）が、以下の事由に該当するおそれがあると判断した場合その他やむを得ない理由により本サービスの提供をお断りする場合があります。

（1）不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合

（2）本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合

- (3) 本サービス利用時において、当社または当社指定業者（廃棄物処理業者または古物商許可業者）に対して、電話を長時間掛け続ける必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社または当社指定業者（廃棄物処理業者または古物商許可業者）の業務を妨害または、業務に支障を与えた場合
- (4) 会員の対応、態度、行動等から判断し、適正に本サービスを提供する事が困難であると判断した場合
- (5) 本サービスを行う際に、当社または当社指定業者（廃棄物処理業者または古物商許可業者）の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると判断した場合
- (6) 天災地変等の災害で対象物件への到着が困難であると判断した場合。
- (7) その他、当社または当社指定業者（廃棄物処理業者または古物商許可業者）が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合。

以上

家電・住宅設備・什器備品修理費用保険特典

1. 概要

本サービス「備えるオフィスの安心パック（以下「本サービス」といいます。）」に付随関連して、以下の条件を満たし表に記載された会員の住所施設内に収容、設置または使用されている機器（以下「対象機器」といいます。）が偶然な事故、電氣的・機械的事故および盗難により生じた損害に対して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社ネオグリフ、被保険者を会員（法人・個人事業主に限ります。）とする家電・住宅設備・什器備品修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典（以下、「本特典」）をいいます。

2. 対象機器

(1) 本サービスの対象となる機器は、以下の種別とします。

対象機器の種別	
パソコン	エアコン
複合機	椅子
コピー機	デスク
プリンター	シュレッダー
サーバー	空気清浄機

ただし、次の条件を満たす機器とします。

- ① 会員の住所（利用契約記載の住所をいい、以下「会員住所」といいます。）に収容、設置または使用されている機器で、購入時および本サービス利用契約開始時に、外形上の損傷がなく、正常に動作している機器
 - ② 日本国内で修理可能なメーカーの機器
 - ③ 事故発生日を起算日として、5年以内に新品として購入した機器
- (2) 本条（1）の対象機器には、次のいずれかに該当するものを含まません。
- ① 対象機器の周辺機器・付属品・消耗品（AC アダプター、ケーブル、リモコン、マウス、キーボード、コントローラー、バッテリー、外部記録媒体、外付けモニター、インク・トナーおよびそのカートリッジ・容器、用紙類、鍵・錠その他類似機器・製品等）
 - ② 中古製品として購入された機器
 - ③ 対象機器内のソフトウェアおよび保存データ
 - ④ レンタル・リースなどの賃借の目的となっている機器
 - ⑤ 過去に当該対象機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされた機器
 - ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である機器
 - ⑦ 日本国外で購入された機器または日本国外から直接購入された機器

- ⑧ 日本国外のみで販売されている機器
- ⑨ 購入日および製造日とも不明な機器
- ⑩ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、燃料類
- ⑪ 材料、部品、半製品、仕掛品類

3. 補償期間

会員は、本サービスの利用契約開始日の属する月の翌月 1 日午前 0 時に始まり（以下、「補償始期」といいます。）、1 年後の応当日の前日午後 12 時（以下、「補償終期」といいます。）に終わり（以下、「補償期間」といいます。）、本サービス契約期間中、補償期間は継続されます。なお、本サービスの補償始期日以前、または本サービスの解約日、終了日の属する月の末日の翌日以降に対象機器に生じた損害に対しては、本特典は適用されません。

4. 補償対象事故および保険金額

(1) 補償対象事故

上記 3.「補償期間」中に、偶然な事故、電氣的・機械的事故および盗難により上記 2.「対象機器」に生じた損害（外装の破損、損壊、水濡れ、電氣的機械的故障、盗難）に対して、保険金を支払います。

(2) 保険金額

以下の各対象機器について修理可能な場合、保険金額を限度として修理費用をお支払いします。

対象端末	保険金額（※1）	ご利用上限回数
パソコン	修理可能：最大 100 万円（※2） 修理不能：最大 100 万円（※3）	保険金の支払回数は制限なし（※4）
複合機		
コピー機		
プリンター		
サーバー		
エアコン		
椅子		
デスク		
シュレッダー		
空気清浄機		

※1 修理可能とは、対象機器をメーカー等で修理をした状況を指し、修理により同等価格の機器を本体交換した場合も含みます。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不可能な状況を指します。なお、対象機器がメーカー保証、販売店による補償制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償

を優先することとします。"

※2 対象機器のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額（1回・1事故について100万円）を上限として保険金をお支払いします。なお、修理により同等価格の機器を本体交換した場合も修理可能扱いとなります。"

※3 修理不能となった場合は、当該機器の購入価格を上限として保険金をお支払いします。ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず、同等価格の機器を再購入された場合は、再購入機器の購入価格または保険金額の小さい方を上限として保険金をお支払いします。"

5. 提出必要書類

本特典の利用に際し、以下の書類をご提出いただきます。

区分	提出必要書類
「修理可能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理領収書、修理に関するメーカー・修理店等のレポート等故障を証明できるもの ③ 損害状況・損害品の写真 ④ メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）
「修理不能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの ③ 修理不能となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票 ④ 新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの（※1） ⑤ 損害状況・損害品の写真

※1 事故が起きた対象機器の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。

6. 保険金が支払われない場合

以下のいずれかに該当する場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 会員と同居する者、会員の親族、会員の法定代理人、会員の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- (4) 風災、雹災、雪災、台風、洪水等の自然災害に起因する損害
- (5) 当社および引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合

- (6) 会員が報告した故障・損害を当社および引受保険会社が確認できない場合
- (7) 会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11) 本サービス補償始期日前および補償終期日後に対象機器に生じた損害
- (12) すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害
- (13) 自然消耗、経年劣化、さび、かび、腐敗、変質・変色
- (14) 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害
- (15) ブラウン管・電球・LED、その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害
- (16) 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害
- (17) 対象機器にかかった修理費用以外の費用（見積り取得に関する送料、機器の送料および費用支払時の事務費用等）
- (18) 日本国外で発生した事故による損害
- (19) 機器購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良およびリコール対象となった部位・部品を含みます）
- (20) 対象機器を被保険者が自ら製造・制作、改造または修理した場合
- (21) 対象機器の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
- (22) 盗難に起因する不正利用等から生じた損害
- (23) 地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害
- (24) 損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下による損害
- (25) 紛失・置き忘れおよびその間に生じた損害およびこれらに起因する不正利用等から生じた損害
- (26) ソフトウェアの瑕疵または障害に起因する損害

【保険金請求に関するお問い合わせ先】

さくら損害保険 保険金請求窓口 電話番号：0120-502-720

受付時間：平日 9:00～17:00（年末年始は除く）

以上